

泉大津市立周産期小児医療センター
患者給食業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

令和 7 年 9 月
泉大津市立周産期小児医療センター

泉大津市立周産期小児医療センター
患者給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、泉大津市立周産期小児医療センターにおける患者給食業務を遅滞なく円滑に遂行するとともに患者満足度の向上を図りながら安全で効率的かつ安定的に提供することを目的として、泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務を行う事業者を選定するために必要な手続きについて定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務

(2) 業務内容

「泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

また、予算の議決により契約が締結できない場合がある。

※契約締結日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、現在の受託者からの引き継ぎを受けること。（当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。）

(4) 限度額

月額委託料4,928,000円／月額（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年 9月 3日（水） |
| (2) 質疑書受付期限 | 令和7年 9月 10日（水）午後5時まで |
| (3) 質疑回答 | 令和7年 9月 12日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和7年 9月 17日（水）午後5時まで |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和7年 9月 19日（金） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年 9月 30日（火）午後5時まで |
| (7) 辞退届提出期限 | 令和7年 9月 30日（火）午後5時まで |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和7年10月 3日（金）【午後予定】 |
| (9) 選定結果通知・公表 | 令和7年10月中旬【予定】 |
| (10) 契約締結日 | 令和7年10月中旬【予定】 |

4 参加資格

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 令和7・8年度泉大津市入札参加資格登録または泉大津市立周産期小児医療センター入札参加資格があること。
- (8) 令和2年4月1日から5年間の間に病院(80床以上)において一般食から治療食までの患者給食業務の受託実績を有する者であること。
- (9) 一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークの認定(患者等給食サービス)を受けている者、又は医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の10に定める基準に適合することを証明できる者であること。

5 参加表明

本プロポーザルに参加意思がある事業者は、下記のとおり必要書類を揃えて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1 号）
- ② 会社概要書（様式 2 号）
- ③ 業務実績書（様式 3 号）

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日から 5 年間の間に受託した本件業務実績
- ・ 業務実績書記載の契約案件の契約金額が分かる写しを添付すること。
- ・ 元請けとして契約した業務に限る。

(2) 提出部数

上記①～③を各 1 部提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時まで

(4) 提出先

泉大津市立周産期小児医療センター 事務局総務課

(5) 提出方法

電子メール（メールアドレス：soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp）

ただし、提出書類の原本を後日、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

※ 参加申込書等の審査結果は、令和 7 年 9 月 19 日（金）に「参加資格審査結果通知」を参加事業者に電子メールにて送付する。

6 質疑及び回答

本プロポーザルに関して質疑がある場合は、「質問書（様式 4 号）」に必要事項を記載し、以下のとおり、泉大津市立周産期小児医療センター 事務局総務課まで電子メールにて提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式 4 号）

(2) 提出期間

令和 7 年 9 月 3 日（水）～令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出先

泉大津市立周産期小児医療センター 事務局総務課

(4) 提出方法

電子メール（メールアドレス：soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp）

なお、件名欄は「泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務委託プロポーザルに係る質問」とする。

質問書を提出した場合、受信確認のため、その旨を以下まで電話で連絡すること。但し、電話対応時間は、平日の窓口受付時間内とする。

泉大津市立周産期小児医療センター 事務局総務課

電話番号 0725-32-5622（内線2750）

(5) 回答方法

泉大津市立周産期小児医療センターホームページにて公表する。

(6) 回答日

令和7年 9月12日（金）

※ 評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

※ 電話や窓口など口頭での質問は受け付けない。

7 参加資格審査結果通知

(1) 審査内容 指定した提出物の提出状況確認審査（事務局による書類審査）

(2) 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知

8 企画提案

参加資格を有すると認められた参加事業者は、仕様書に基づき、最適な提案を行うものとする。

(1) 提出場所 泉大津市立周産期小児医療センター 7階事務局総務課

(2) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式5号）

② 企画提案（任意様式）

③ 総括責任者業務実績書（様式6号）

④ 単価見積書（任意様式）

※ 消費税率については、10%として積算すること。

⑤ 承諾書（様式7号）

⑥ ①～⑤の電子データ（PDF）を記録した電子媒体

(3) 提出部数

① 1部

②～③を1部と整理し、7部（正本1部 副本6部）

副本には社名を特定できる事業者名、ロゴ等は記載しないこと。

④、⑤ 1部

電子媒体はCD-R又はDVD-Rとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合：令和7年9月30日（火）午後5時まで必着）

(5) 内容等

仕様書・審査基準を踏まえて企画提案書を提出すること。

9 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式8号）を期限までに事務局に提出するものとする。

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和7年10月3日（金）【予定】 ※詳細は後日通知

(2) 実施場所 泉大津市立周産期小児医療センター

(3) 実施要領

実施について次のとおりとする。なお、企画提案者が1者の場合であっても本審査を実施するものとする。

ア. プレゼンテーション所要時間は20分とし、質疑応答は概ね20分とする。

イ. 使用する資料は企画提案書に添付した資料・品物のみとする。

ウ. プレゼンテーションへの参加は3名までとする。総括責任者は出席すること。

エ. プレゼンテーションへの参加者は、事業者名を表示した名札等（会社バッジを含む）の着用を禁止とし、会社名が特定できないような衣服、身の回りに配慮すること。

オ. プレゼンテーション審査は非公開とする。

11 審査方法

(1) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

	審査員審査項目	審査基準	配点
1	企業の経営状況	安定的で堅実な経営がなされているか。	5
2	業務運営体制	準備スケジュール及び実施内容は適切で無理がないか。	10
		有資格者等適正な人員配置、1日に勤務する従事者の人員等が適切に配置されているか。	10
3	業務運営の基本方針	病院給食に対する基本的な方針を評価。	10
		独自の提案や取組み。	10
4	患者満足度向上	美味しい病院給食を安定して提供するための具体的な取組み。	15
		産科食に対する提案。	20
5	危機管理体制	食中毒や食品事故等事故防止への取組みと発生時の対応	10

		災害時等の対応。	10
--	--	----------	----

	事務局審査項目	審査基準	配点
1	業務実績	業務に関する受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。 件数×2点	10
2	見積金額	配点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 (上記計算式の数値の小数点以下を四捨五入する) ※企画提案者が1者の場合は、40点とする。	40

(2) 審査方法

- ア 事業者の選定は、泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査において行う。
- イ 企画提案書等に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づいて評価し、審査の合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という。）以上得点し、高い評価を得た事業者を最優秀提案者として決定する。
- ウ 複数者において、審査の基準点を満たす合計点数が同点の場合、審査委員会において審議のうえ決定する。
- エ 企画提案者が1者の場合は、審査の合計点数が基準点以上で最優秀提案者とする。
- オ 審査の合計点数が基準点に満たない者は、最優秀提案者の対象とならない。
- カ 選定の取消しがあった場合には、審査委員会の審査により6割の点数（基準点）以上を得点したが、落選となった企画提案者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

(3) 結果の通知

審査結果は応募者全員に通知する。

ア 通知日 令和7年10月中旬 【予定】

イ 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知

※ 審査結果についての異議は認めない。

※ 電話や窓口などによる問い合わせは認めない。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。

- (4) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合。
- (5) 企画提案者が、事業を実施することが困難と認められる状態が確認できた場合。

1 3 契約に関する事項

(1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案者）が、泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務の候補者となる。
- ② 単価契約の締結は、泉大津市立周産期小児医療センターが設定する予定価格の範囲内で、候補者と交渉を行う。
- ③ 候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、泉大津市立周産期小児医療センターが設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

1 4 その他留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

(3) 提出期限

提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差替え及び再提出は、認めないものとする。

(4) 辞退

企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案参加を辞退したものとみなす。

(5) 提案書等の取扱い

提案書その他企画提案者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。（但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。）

(6) 著作権

提案書の著作権は企画提案者に帰属する。但し、泉大津市立周産期小児医療センターは、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書等を使用することができる。

(7) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、法律及びその他関係法令を厳守すること。

(8) 事業実施体制の構築

選定された場合、事業を速やかに開始し、泉大津市立周産期小児医療センターと協議のうえ必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

1 5 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担当：泉大津市立周産期小児医療センター 事務局総務課

住所 〒595-0027 泉大津市下条町 16 番 1 号

電話番号 0725-32-5622

E-mail soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp

件名に必ず【泉大津市立周産期小児医療センター患者給食業務】と記載すること。